

令和2年5月8日（金）の公募説明会における質問回答を以下に整理します。

	質問	回答
1	ものづくり補助金などの別の補助事業と同時に申請を行なうことは可能でしょうか。	国の補助金は、重複して受け取ることができないため、申請はできませんが、両方とも採択された場合は、どちらかを辞退していただくことになります。
2	専門家に会いに行く費用を旅費で見えていただくことは可能でしょうか。	可能です。
3	申請書類にパワーポイント資料などの補足説明資料を添付させていただくことは可能でしょうか。	添付ではなく、申請書内に組み込む形で提出してください。なお枚数制限はありません。
4	様式1の場合、実証実施法人の住所が、登記所在地と事業所所在地とで違う場合、どちらの住所を記載すればよいでしょうか。	事業所所在地の記載をお願いします。
5	①外注加工費は、他補助金の委託費・外注費と同じように、マーケティング調査のようのも対象となりますか。 ②テスト販売の定義はどのようなものですか。 ③共同申請時の交付決定は各申請者ごとに行われますか。	①実証事業に必要であれば対象となります。 ②実証事業の中で試作品を作り試行販売するといったかたちを想定します。 ③交付申請・決定から補助金支払い、実績報告まで各申請者ごとに行われます。
6	収益があった場合、事業費の返還については、どのような基準で返還になるのでしょうか。 ①総事業費の900万円以上の収益があった場合なのか、 ②補助額の600万円を超える収益があった場合なのか、 ③それとも総事業費に関係なく収益が出た場合なのか ④それ以外の基準があるのか	令和2年度の事業実施分において利用料等が事業費の自己負担分を超える場合、精算払い時に補助金減額となります。令和3年度以降の事業実施分においては交付規定第22条に基づき、毎年度の収益実績報告書（様式第12）に記載の計算式を用いて算出される額が国庫返還となります。
7	補助事業のタイトルに、「・・・創業促進事業補助金」とあるが、社会課題の解決事業の他に、創業支援を支援する事業を行うことも可能でしょうか。	本事業は、地域・企業共生型ビジネス導入に係る補助金です。名前に創業促進とあるのは、予算の名称がそのまま入っているためですが、社会課題解決のために、創業支援という観点で申請いただくのは問題ありません。
8	随意契約の対象とする理由書について、決められたフォーマットはありますか。	特に決められたフォーマットはありません。
9	対象地域について、 ①都道府県ではなく、市町村の単位で明記が必要でしょうか。 ②東京都23区は対象外となりますか。	①市町村単位で明記をお願いします。 ②東京都23区は対象となります。
10	①コロナウイルスの関係上、事業実施スケジュールが予定どおり遂行されないことも想定されます。本事業において、最低限実施しないといけないことを教えてください。 ②実証やビジネス市場調査のための海外出張も補助対象とすることは可能でしょうか。	①申請時と事業が変わる場合、計画変更承認申請書（様式第3）の提出により、承認が必要になります。 ②国内での事業展開となるため、基本的に海外へ行く必要性がわかりかねますが、対象となるかは事業の内容によるため、個別に相談してください。
11	①地域資源を買取りテスト販売するような事業を考えているが、その場合の買取り費用は補助対象でしょうか。また、テスト販売の際の販売収入は公募要領8ページの留意事項⑥にある利用料の扱いと同じでしょうか。 ②この場合の買取り先または販売先が存在する自治体は、5市町村にカウントしてよいでしょうか。	①テスト販売自体は排除するものではありませんが、その地域の製品を購入することによって、当該地域の社会課題をどのように解決できるのか、また、収益性あるビジネスモデル構築のために当該地域ではどのような実証事業を行うのかによります。販売収入も収入にあたりますので、留意事項⑥に当てはまります。 ②カウントしてかまいません。
12	管轄経済産業局をどこにするか、という点について、申請者の所在地ではなく、主な実証エリアで、とのことですが、実証エリアが管轄をまたぐ場合は、どういった視点で選ぶことになりますでしょうか。	主な実証地域を管轄する経済産業局を記載してください。主な実証地域の設定は補助事業者の自由です。
13	①当方は法人ですが、社員が代表者だけであるため、自身でシステム開発（coding）をしているが、これに対し補助金から経費を支出できるか。その場合、人件費、システム開発費のどちらになるか。 ②支払い先がクラウドなどの場合、クレジットカード支払を要求されることがありますが、カード支払・銀行引落でもよいか。	①申請事業者自身が行う場合は人件費になります。外部へ外注する場合は外注加工費、内製する場合は人件費という扱いです。 ②原則として銀行振り込みで進めてください。ただし、補助対象経費の性質上クレジットカード等による支払いでなければ事業実施が困難である場合には、別途事務局にご相談ください。
14	①地域について、課題の管轄が別の場合は〇〇市、〇〇市△△町などを対象地域とすることは可能でしょうか。 ②既に必要機器などを購入しており、「補助事業に要する経費」として挙げる事は可能でしょうか。（補助対象からは外します）	①問題ありません。 ②事前に整備されている機器については補助対象とはなりません。「補助事業に要する経費」には補助対象から外す経費は記載しないでください。
15	NPO法人の場合、様式2の従業員は有給雇用者の人数を記載すればよろしいでしょうか。また、株主等一覧表はNPO法人の場合は記載はなしでよろしいでしょうか。	貴法人と雇用契約をして働いている人数を記載ください。株主等一覧表は出資者（寄付者）がいなければ、未記入でかまいません。資本金に該当するような費用があれば、記載してください。
16	実証連携法人は必ず存在しなければならないのでしょうか。	実証連携法人の設定は必須ではありません。
17	連携事業者に対象地域の宿泊業者と連携する場合、派遣する専門家の宿泊で利用する際の利用料は、旅費に当該事業者の宿泊費を計上して良いでしょうか。	実証事業で当該事業者の宿泊先に泊まる必要がある場合、専門家経費で計上することはできます。事業を行う上で必要な経費であると事業者の責任において説明が出来る場合において、当該社の旅費規程上もその宿泊業者に泊まる事が許されるのであれば、排除されないのではと考えます。

	質問	回答
18	①対象地域の考え方ですが、政令指定都市の区は対象にはならないのでしょうか。 ②関係主体はどのようなものを指しますか。行政・自治体は必須になりますか。その際、どの程度の連携を指しますか。場所の提供を受けるなどでもよいのでしょうか。 ③配送サービスを検討していますが、運搬車両は補助経費に含まれますでしょうか。	①政令指定都市における区は対象になりません。 ②関係主体の設定は必須ではありません。 ③車両の購入は補助対象外です。借料（リース費）は対象になります。
19	補助額は申請した額が上限となるのでしょうか。事業実施途中で経費を増額した場合、補助額を増額（上限の範囲内）していただくことは可能でしょうか。	交付決定を受けた後に、交付決定額を超えることはできません。
20	福岡市内には7区ありますが、市全域で取組む場合は対象になりますか。	政令指定都市の区は市として1カウントになります。
21	2社で連携して実施することを考えていますが、支出及び検査も1社でまとめて行うことは可能でしょうか。	連携というのが実証実施法人として2社で申請をするということであれば、支出・確定検査等は各事業者ごとの対応になります。
22	実証連携法人について、大学との連携も可能でしょうか。（できれば研究室単位で）	可能です。
23	実証連携法人と連携する場合、法人格の制限や企業規模の制限はありますか。	制限はありません。
24	交付規定に関しまして、年度末の事業報告→補助額確定→交付が原則かと存じますが、部分検収→都度交付などの規定および条件はございますか。また、総事業費には現在進行中の類似サービス（売上・費用）も含まれるのでしょうか。	本補助事業では、概算払いは可能ですが、事前に事務局と相談し、対応する証拠書類の提出が必要です。補助事業に要する経費（＝総事業費）は、補助事業期間内に発生するものとなります。したがって、現在発生している経費は対象外となります。
25	実証連携法人は最初から決まっている必要がありますか。	申請後に実証連携法人を増やすことはできません。
26	審査基準にある「広域性」について、実証地域が、複数の経済産業局等の管轄にまたがるがありますが、広域での取組が加点対象になるのでしょうか。	公募要領14ページの審査基準に記載の通りです。
27	現在進行中のサービスに今回の補助事業をアドオンする場合、総事業費は進行中のサービス+補助事業となるのでしょうか、それとも補助事業のみの費用を事業費とするのでしょうか。	補助事業のみの費用を事業費とします。
28	補助対象要件の「地域内の関係主体と連携する事業であること。」とありますが、こちらは各地域毎に1団体ずつの連携が必要でしょうか。たとえば5市町村を束ねる形の関係主体1箇所との連携で5市町村を対象にしているということでもよろしいのでしょうか。	束ねた関係主体1箇所でも各地域それぞれ1団体ずつでもかまいません。
29	対象となる「収益」は、売上でしょうか。売上高総利益でしょうか。経費等を除いた営業利益になるのでしょうか。	収益状況報告での収益は経費を除いた営業利益のことです。
30	期限までの申請書類等の提出後、事務局側で不明点・疑問点がある場合、追加の説明資料などを求められることはありますか。	求めることはありません。提出された申請書類で採択審査しますので、不備があっても修正依頼はしません。
31	実証実施法人を記載することで加点対象となるのでしょうか。	公募要領14ページの審査基準に基づき、審査をします。
32	事業を行う上で、RPA導入を考えています。年間720万円で月60万円のソフトになるため、これは、令和3年2月28日分までが補助対象という認識でしょうか。	補助事業終了日までに支払等すべての事業に係る手続きを完了したものが補助対象となります。
33	公募要項7ページの「補助事業期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費」には具体的に何を指しておりますでしょうか。生産に関わる設備投資は機械装置費等に含まれる（補助対象になる）と考えてよろしいでしょうか。	事業の内容によりますので、個別に相談をお願いします。